

サイクルトレイン利用規約

東武鉄道株式会社（以下、「当社」という）は、当社が運営する「日光・鬼怒川サイクルトレイン」（以下、「本サービス」という）について、本サービスを利用するお客様（以下、「利用者」という）が、本サービスを利用するにあたり、以下の通り利用規約（以下、「本規約」という）を定める。

第1条（規約の適用）

- 1 本規約は、当社が運営する本サービスを利用する全ての利用者に適用される。
- 2 利用者が、本規約に同意しない場合には、本サービスを利用できない。

第2条（本サービスの概要）

本サービスは、あらかじめ本規約に同意した利用者が、当社が定める駅・区間・日時において、東武鉄道株式会社旅客営業規則（以下、「旅客営業規則」という）第308条の定めに関わらず、列車内に持ち込む自転車を解体せず専用の袋に収納することなく、または折りたたんで専用の袋に収納することなく、列車内に持ち込むことができる。ただし、普通列車のみとする。

第3条（本サービスの利用料金）

本サービスは無料とする。ただし、列車に乗車するための運賃が必要。

第4条（利用条件）

- 1 本サービスが利用できる駅・区間・日時は「日光・鬼怒川サイクルトレイン」対象列車一覧に定める。ただし、事故等によりダイヤが乱れているときは、所定発車時刻ではなく、起点駅を9:00~15:00に発車する列車を対象とする。
- 2 利用者が、前項に定める本サービス利用範囲を超えて利用する場合、もしくは本サービスの提供ができない駅・区間・日時を利用する場合、列車内に持ち込む自転車の取り扱い、旅客営業規則第308条の定めによるものとする（列車内に自転車を持ち込む場合は、手回り品として取り扱う。列車内に持ち込む自転車は、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納する必要がある）。
- 3 利用者は、本サービスの利用にあたり自転車損害賠償責任保険等または施設賠償責任保険に加入することを前提条件とする。なお、2022年7月1日から、栃木県条例により、自転車保険の加入が義務付けられている。
- 4 駅や車内でトラブルが発生した場合、当社では一切責任を負いませんので、利用者が自己管理するものとする。

第5条（利用方法）

- 1 利用者は、本サービスを利用する際、利用日当日、乗車列車の発車予定時刻の30分前までに乗車する駅の駅係員に申し出ることとし、駅係員から利用許可証を受け取り、本サービス利用中は常に携行し、降車駅で利用許可書を駅係員に渡す。
- 2 利用者は、乗車駅の改札を入場後、本サービスを利用し降車駅の改札を出場するまでの間、駅係員または他の当社係員（以下、「係員」という）の求めがあるときは、いつでも利用許可証を係員に提示しなければならない。
- 3 利用者は、利用日当日の混雑状況や輸送障害等により、後続列車への利用変更が生じる場合、または本サービスの利用ができない場合があることを予め合意するものとする。
- 4 利用者は、利用日当日における利用列車の混雑状況によっては、自転車を列車内へ持ち込む場合、係員の指示により、旅客営業規則が定める取り扱い通り、列車内に持ち込む自転車を解体して専用の袋に収納し、または折りたたみ式自転車にあっては、折りたたんで専用の袋に収納をするものとする。

第6条（遵守事項）

利用者は、以下の事項を遵守して利用するものとする。

- (1) 駅構内（ホーム上を含む）や列車内では、自転車に乗ることはできないこと。また、他のお客様の迷惑となる行為は行わないこと。
- (2) 列車内が混雑している場合、または混雑が予想される場合は、本サービスの利用を停止する場合があること。
- (3) 輸送障害時において、当社が代行輸送としてバス、タクシー等を手配した場合、代行輸送のバス、タクシー等の車内では本サービスを利用することはできないこと。
- (4) 列車内における次の場所には自転車を置くことはできないこと。
 - ア 指定された場所以外の場所
 - イ 他のお客様のご迷惑となる場所
 - ウ その他、係員が自転車を置くことを禁ずる場所
- (5) 列車が急停車する場合に備え、列車内にて自転車を手で押さえ転倒防止に努めること。
- (6) 駅構内及び列車内で自転車の解体、組み立て等の作業は行わないこと。
- (7) 自転車の運搬は利用者が行うこと。
- (8) 乗車前に自転車の汚れを除去すること。
- (9) 本サービスを利用するにあたっては、係員の指示に従うこと。

第7条（利用中止）

当社は、利用者が本規約に違反する行為、係員の再三の注意に従わない場合、他のお客様のご迷惑となる行為をした場合、及び係員が著しく不適切であると認めた場合には、直ちに利

用を中止の措置及び列車から降車させる措置を取ることができるものとし、当該利用者はその後使用できなくなる場合がある。

第8条（免責事項）

当社は、利用者に対して、以下の各号の事項について、一切の責任を負わない。

- （1）天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により本規約の全部または一部に不履行が発生した場合、利用者に生じた損害
- （2）当社または利用者の起因を問わず、本サービスの利用において発生した事故、自転車の損傷、お客様同士のトラブル、利用者の意思で本サービスの利用を中止した場合等により、利用者が被った損害及び不利益

第9条（損害賠償責任）

- 1 利用者は、本規約の違反または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償するものとする。
- 2 当社は当社の帰責事由により利用者に損害を与えた場合、現実かつ直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除く。）の範囲内で損害を賠償する。ただし、故意または重過失がある場合を除く。

第10条（本サービスの停止・変更等）

- 1 当社は、理由の如何を問わず、利用者に事前の通知なしに本サービスの全部または一部を停止、変更がすることができるものとする。
- 2 本サービスの停止・変更によって、利用者または第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第11条（規約の改訂）

- 1 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができるものとします。
 - （1）本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1か月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト上に掲示する。
- 3 変更後の利用規約の効力発生日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、利用規約の変更に同意したものとみなす。

第12条（データの収集について）

当社は、本サービスの利便性の向上、利用者の利用状況の統計分析を目的として、利用状況のデータを収集することがある。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、現在及び将来において、次の各号のいずれにも該当しないことを、表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総省して「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力と次の関係を有していること
 - ア 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 以下の行為をすることによる、反社会的勢力との間の支配または協力関係
 - ① 資金提供や出資
 - ② 債務保証、賃貸借契約の保証
 - ③ 業務上の取引及び業務提携
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本規約を締結すること
 - (4) 自己または第三者を利用して本規約に関して次の行為をすること
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - オ その他これらに準ずる行為
- 2 当社は、利用者が前項各号に該当することが判明した場合には、通知催告を要せずして、直ちに本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合、利用者は当社に対し生じた一切の損害を賠償するものとします。

第14条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスに関する一切の訴訟（裁判所の調停手続きを含む）の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

第15条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとする。